



地域ねこって、な～に？

なぜ？地域ねこ!! どうすれば、地域ねこ!!

・・・お庭に通ってくるので、えさだけあげていた「地域ねこ」に、また赤ちゃんができちゃった・・・、などのときにも使われる様に、言葉は一人歩きを始めます。

なにがなんでも、きまり通りに計画しないと「地域ねこ」と呼べないものでもありませんが、いつものノラネコを呼び変えるだけでもありません。

生まれた赤ちゃんねこに、適切な保護や管理ができないことも多く、お外にねこが増えてしまうので、人と人のトラブルになってしまうかも知れないときに、地域ねこと呼ぶことを控えられてしまいます。

地域ねこ計画の行われた環境に、住民と共に上手に生きるねこがいます。また、立ち入る人もねこも、すてきに一緒に過ごせる地域があります。どちらも、人々の努力の結果「地域ねこ」と呼ぶことができました。

地域ねことは・・・、生まれながら外で暮すようになってしまったねこが、ねこのそばの人々の努力により、多くの人々と共生できること・・・、と考えられます。

・・・お外で暮らす小さいのちを愛おしみ、人の環境を分かち合い、えさをあげながら見守るのを、なぜ？地域ねこにしなければいけないの・・・？、という疑問も浮かびます。

地域ねこ計画は、人と一緒にねこも生きてるので起こってしまう、人と人のトラブルをなくすことも目的にあげています。

地域環境保全のために、人と地域とねこがひとつになったまちづくり、といえます。

人とねこ共生するために、人の努力で行えるルールも見つかりましたが、ねこたちだけでは、このルールを決して行えません。

地域の人たちが、動物愛護管理法やペット条例のルールを、外のねこたちにもあてはめようとするとき、地域ねこ計画もすすみ始めます。(※動物の法律は、項目別途)

法律や条例は、ねこから人への侵害を防ぐ



ことと、人もねこの命を守れることを合わせ持つ、基本の精神によって作られています。

このルールは、ねこの飼い主さんや、飼い主のいるすべてのねこにもあてはまります。地域のねこにルールをあてはめるとき、ねこの飼い主さんのご自宅の中でも、ルールに従うことが欠かせなくなりません。地域ねこ計画をすすめるためにはなくなってきたルーツを振り返ると、飼いねこにたどりつくからです。(※ねこの歴史・ねこを飼う・ねこの飼い方3原則は、項目別途)

身近な動物についての、動物の愛護及び管理に関する法律や、動物の愛護及び管理に関する条例(通称ペット条例・自治体によって名称の異なることがあります。)などの詳しい内容を教えてもらえる機会はほとんどありません。

全国の多くの自治体でも、この法律のできた昭和48年より以前から続いていた、「住民生活侵害苦情に基づく野良猫駆除」という慣習を改善する意識が広がり始めました。

ねこを捕獲する際の殺傷犯罪や、法に定められていない行政措置を行ってしまう疑いが濃いほか、法律に従わなかった結果、ノラネコを発生させてしまったことなども理由です。(※行政不作為・法を超えた措置は、項目別途)

このような気風からも、地域ねこ計画が目まぐるしく注目を浴びています。外で暮らすなければならないねこに限らず、地域の中の飼い主さんと、飼い主のいるねこにルールをあてはめるときには、地域を管轄する行政からの後押しも重要になります。

外のねこを地域ねこと呼ぶためには・・・、
(1)ルールを知る。(2)飼いねこの飼い主さんにも、ルールを知ってもらえるようにする。(3)ルールを知ってもらうためには、地域行政からの手助けもいる・・・。

地域ねこ計画をすすめるための、法律の要点「5つの柱」を次の項目でまとめました。

